

第 4 回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の議事整理について（案）

第 4 回審議会において各委員から発言のあった内容について、「認識が一致した事項」として下記のとおり整理いたしました。

【認識が一致した事項】 ※要旨（詳細版は別紙のとおり）

■適正配置の基本的な考え方

未来の子どもたちにより良い教育環境をつくり、充実した学校教育を実現するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備する必要があることを踏まえて、下記の基本的な考え方によって適正配置の実現を目指すものとししました。

(1) 通学時間及び通学距離について

①通学時間の重視

子どもたちの通学環境は、地形や交通量などの様々な影響によって、通学距離が短くても通学時間がかかることで負担となる場合があることや、学校統廃合を含めた通学区域の見直しにより徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる通学環境を整備する必要があることから、通学距離よりも通学時間に重きを置く必要があります。

②通学時間及び通学距離の許容範囲

以上のことを踏まえて、通学時間及び通学距離の許容範囲を審議した結果、アンケート調査結果を尊重し、町田市立学校における通学時間の許容範囲を「おおむね 30 分程度」、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね 2km 程度」を目安とします。

ただし、徒歩の通学距離が 2km を超える場合、おおむね 30 分程度の範囲で通学できるような様々な負担軽減策について、地域の実情やニーズを踏まえて検討・実施する必要があります。

(2) 安全な通学環境について

①安全な通学環境の実現

通学する子どもの人数などをもとに通学路を設定し、その安全を確保するために通学路の安全点検を実施したうえで、必要な安全対策を行っていることを確認しました。

また、学校においては、「生活安全教育」、「交通安全教育」、「災害安全教育」に取り組んでいることを確認しました。

その一方、アンケート調査結果では、「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が最も多くの意見が寄せられています。

このことを踏まえても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は非常に重要であり、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」を実現する必要があります。

②地域との連携強化

安全な通学路の設定や通学路の安全点検をもとにした安全対策を着実に実施することが不可欠ですが、関係者の中には子どもたちの見守り活動で連携している地域住民が含まれていないことを確認しました。安全な通学環境を実現するためには地域の実情も踏まえながらその連携をさらに強化していく必要があります。

■適正配置の基本的な考え方

未来の子どもたちにより良い教育環境をつくり、充実した学校教育を実現するためには、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決していく必要があります。

この課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

以上のことを踏まえて、審議会では下記の基本的な考え方に立って適正配置の実現を目指すものとなりました。

(1) 通学時間及び通学距離について

1998年答申では、適正配置の基本的な考え方のひとつとして、「通学距離」という位置づけで答申した下記の内容をもとに審議を行いました。

■1998年答申における「通学距離」

現代社会における道路形態の変化や交通量の増加等により、通学上の危険性は高まってきている。そして、通学距離は、子どもたちの心身や学校内での活動に影響を及ぼすことも考えられる。

現行法規の下では、通学距離について義務教育諸学校施設国庫負担法施行令第3条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定している。審議会では、これを踏まえて通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする。

①通学時間の重視

子どもたちの通学環境は、地形だけでなく交通量や歩行者数などの影響によって、通学距離が短くても通学時間がかかることで負担となる場合があることや、通学時間の長短が、起床してから登校するまでの時間や放課後を自由に過ごす時間といった生活時間にも影響を与える場合があることから、通学距離だけでなく通学時間についても検討する必要があります。

さらに、これから学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めることによって、学校までの通学距離が遠くなる子どもたちに対して、様々な通学方法の中から地域の実情やニーズに応じた通学方法を選択して、徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる通学環境を整備する必要があることから、通学距離よりも通学時間に重きを置く必要があります。

②通学時間及び通学距離の許容範囲

以上のことを踏まえて、通学時間及び通学距離の許容範囲を審議した結果、アンケート調査において「片道の通学時間の許容範囲」について小学校・中学校の保護者・教員ともに「30分程度」（徒歩で2km程度）が1位という結果であったことを尊重し、町田市立学校における通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度」、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度」を目安とします。

ただし、住所にもとづく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する子どもについては、通学時間がおおむね30分程度の範囲で通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討・実施する必要があります。

(2) 安全な通学環境について

1998年答申では、適正配置の基本的な考え方のひとつとして、「安全な通学路」という位置づけで答申した下記の内容をもとに審議を行いました。

■1998年答申における「安全な通学路」

通学路上には、交通量の多い道路や狭隘の道路、河川、水路等、危険な箇所がある場合がある。よって、学校の位置は、可能な限り安全な通学路が、確保されるように考慮するものとする。

①安全な通学環境の実現

1998年答申では、学校の位置を決めるうえで安全な通学路を確保されるよう考慮としています。

しかし、実際には学校の所在地に対して、通学する子どもの人数や安全確保のしやすさなどをもとに通学路を設定していること、その安全を確保するために通学路の安全点検を交通管理者（警察）、道路管理者（市・都・国）、教育委員会、学校、保護者が合同で実施したうえで、必要な安全対策を行っていることを確認しました。

また、学校においては、通学する子どもたち自身が安全に通学できるようにするために、登下校時に遭遇する犯罪や危険を理解し安全に行動できるようにする「生活安全教育」、道路における様々な危険や交通法規について理解し安全な歩行ができるようにする「交通安全教育」、火災や地震などの災害発生時における危険な状況を理解し、適切な行動・対処し安全な行動ができるようにする「災害安全教育」に取り組んでいることを確認しました。

その一方、アンケート調査においては、「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が、保護者・市民・教員合わせて439件と最も多くの意見が寄せられています。

このことを踏まえても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は非常に重要であり、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」を実現する必要があります。

②地域との連携強化

子どもたちの安全な通学環境を実現するうえでは、安全な通学路の設定や通学路の安全点検をもとにした安全対策を着実に実施することが不可欠です。

しかし、現在の通学路の設定や安全点検における関係者の中には子どもたちの見守り活動で連携している地域住民が含まれていないことを確認しました。交通事情も含めた地域の実情は地域住民の方々が精通している場合が多いことから、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携をさらに強化していく必要があります。